

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	6	担当課	労政雇用課
法令名	職業能力開発促進法	根拠条項	39-1	許認可等の内容	職業訓練法人の定款・寄附行為の変更の認可	
<p>(定款又は寄附行為の変更)</p> <p>第三十九条 定款又は寄附行為の変更(第三十五条第二項第四号に掲げる事項その他の厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力は生じない。</p> <p>2 第三十六条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>3 職業訓練法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(設立等)</p> <p>第三十五条 職業訓練法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、設立することができない。</p> <p>2 職業訓練法人は、社団であるものにあつては定款で、財団であるものにあつては寄附行為で、次の事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 目的二 名称三 認定職業訓練のための施設を設置する場合には、その位置及び名称四 主たる事務所の所在地五 社団である職業訓練法人にあつては、社員の資格に関する事項六 社団である職業訓練法人にあつては、会議に関する事項七 役員に関する事項八 会計に関する事項九 解散に関する事項十 定款又は寄附行為の変更に関する事項十一 公告の方法 <p>3 職業訓練法人の設立当時の役員は、定款又は寄附行為で定めなければならない。</p> <p>4 この章に定めるもののほか、職業訓練法人の設立の認可の申請に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>						